

新桜ヶ丘二丁目地区 安全、安心なみちづくりプラン

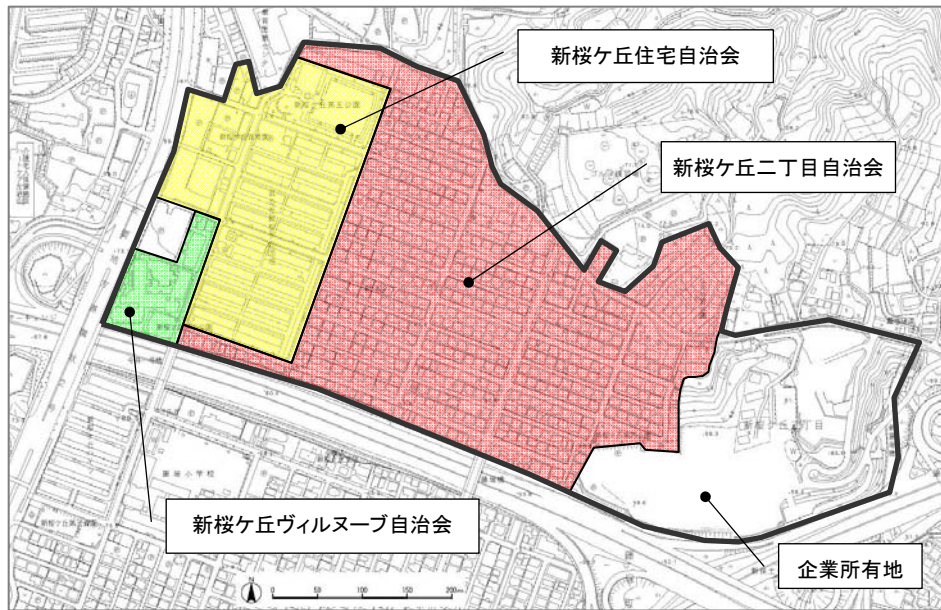
1	地区の交通の課題	1
2	みちづくりの目標	2
3	みちづくりの計画	3
(1)	まちの交通ルールをつくる	3
(2)	交通ルールをアピールする	4
(3)	交通ルールを守る取組をすすめる	5
(4)	みちをコミュニケーションの場にする	6
(5)	交通規制や施設整備の実現に向け取り組む	7

平成 25 年 4 月

新桜ヶ丘二丁目地区まちづくり協議会

はじめに

新桜ヶ丘二丁目地区まちづくり協議会（以下協議会）は、平成 21 年 9 月に発足し、新桜ヶ丘二丁目自治会、新桜ヶ丘住宅自治会、ヴィルヌーブ自治会の 3 自治会で構成されています。協議会は、新桜ヶ丘二丁目地区（下図の区域）を安全で住みよい魅力あるまちにする活動を進めていますが、まず、地区に共通で緊急の課題である交通問題を取り上げ、今後の取組の基本方針として「新桜ヶ丘二丁目地区 安全、安心なみちづくりプラン」を策定しました。



新桜ヶ丘二丁目地区まちづくり協議会の区域



新桜ヶ丘二丁目自治会地区



新桜ヶ丘住宅自治会地区



新桜ヶ丘ヴィルヌーブ自治会地区

【今までの活動】

交通の現地点検調査（H22・1）

- ・ 地域を歩いて問題点を探る

白図によるアンケート調査（H22・7）

- ・ 地図に交通の問題箇所を記入

シンポジウムの開催（H22・9・23）

- 地区の交通問題の話と意見交換



地区の安全を確保する取組

- ・ 防犯パトロール
- ・ 富士スーパーへの申入等

交通量調査（H23・5・22/23）

- ・ 主な交差点で交通量を調査

交通量調査報告会（H23・11～12）

- ・ 調査結果の報告と意見交換



みちづくりプラン作成

（H24・2～）

- ・ 協議会案の作成

ニュースの発行

協議会ニュースNo. 1～8

1 地区の交通の課題

協議会は、交通事故や交通量調査などをもとに、地区の交通の課題を、以下のように整理しました。

【歩行者・自転車の安全確保】

地区外の通過交通を始めとする自動車から、歩行者、自転車利用者の安全を確保する必要があります。そのために、以下の対策が課題となります。

- * 地区全体の安全確保策の検討
- * 交通上問題のある道路の対策の検討
 - ・メイン道路：交通改善とイメージアップ
 - ・住宅地北側道路：車のスピード対策、通過交通対策、通学児童対策
 - ・市道 40 号線：歩行者の安全確保
 - ・桜並木通り・公社住宅西側道路：通過交通のコントロール

【商業施設及び周辺の安全確保】

地区内の商業施設を利用する自動車に対する安全を確保する必要があります。そのために以下の対策が課題となります。

- * 商業施設来訪車の道路利用改善
- * 交差点の事故防止対策

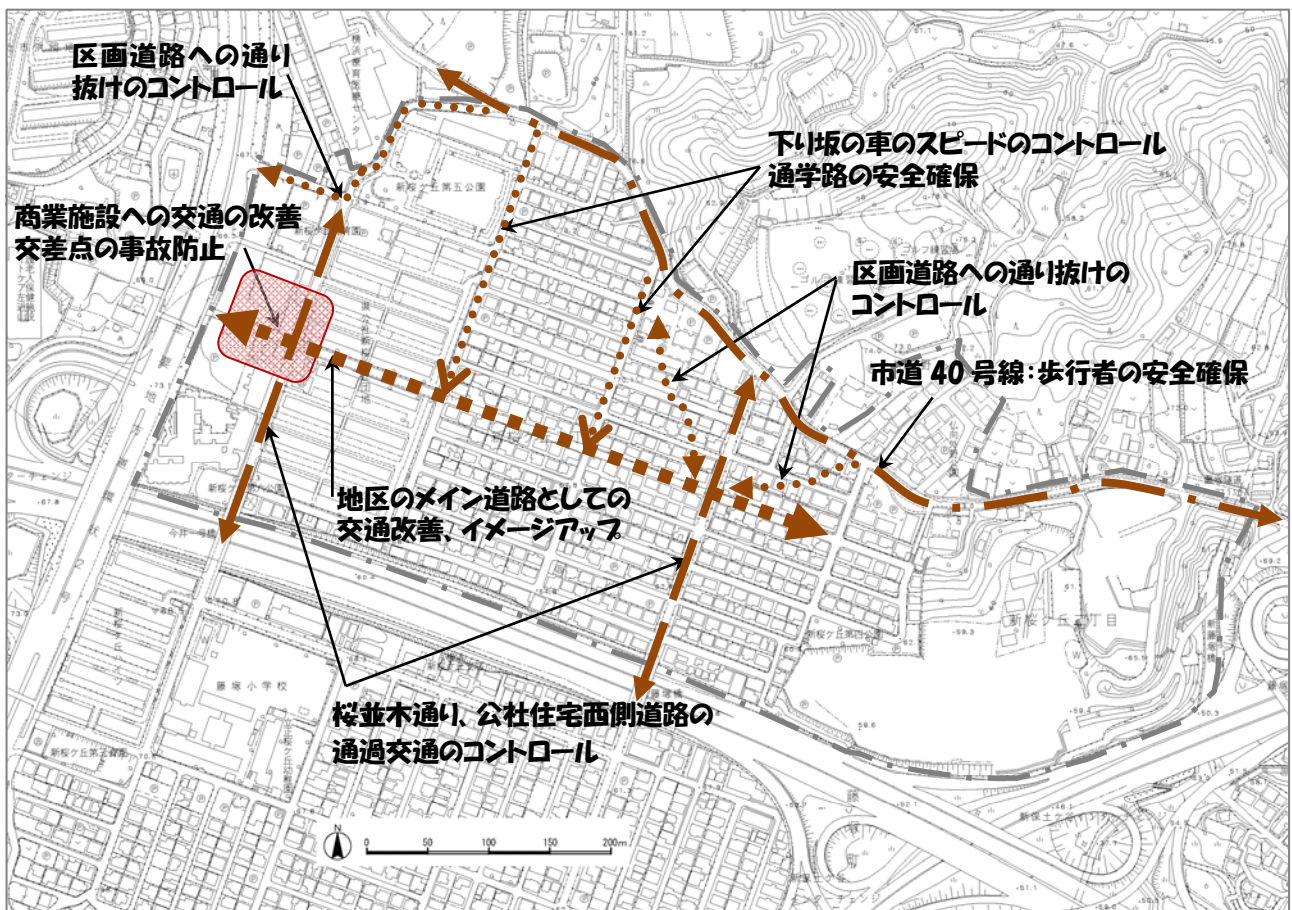


図 1 地区の交通の課題

2 みちづくりの目標

協議会は、交通問題を解決するために、何ができるが検討し、出された意見を内容別に整理して、みちづくりの目標と計画をまとめました。

基本的な考えとしては、「人と車が共存するまち」を目標とし「車や自転車はゆっくり走るまち」にするために、下図の①～⑤を方針とした取組を計画しました。

まず、①「まちの交通ルール」をつくり、②このルールを広くアピールしながら、③ルールを守る取組を進めます。さらに、④みちをコミュニケーションの場として楽しむ取組を進めるとともに、⑤必要な交通規制や施設の整備について、関係当局との調整を進めます。

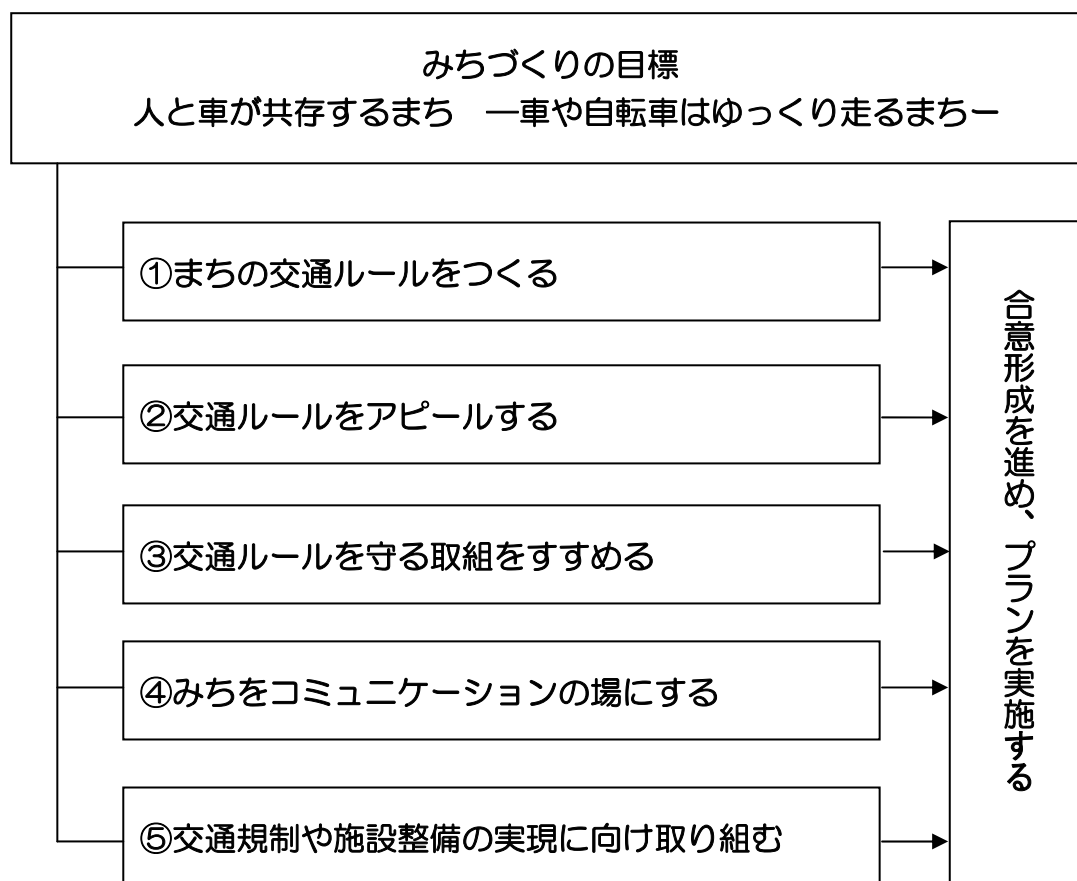


図2 みちづくりプランの体系

3 みちづくりの計画

(1) まちの交通ルールをつくる

交通調査の報告会では、地区全体のスピード制限、交通安全宣言などの提案がありました。住民にわかりやすく、親しみやすい、地区独自の交通ルールをつくります。

●標語を募集しルールをつくる

- ・考え方を表現した標語について、住民のアイデア、提案を募集します。
- ・住民の提案を活かした標語と交通ルールをつくります。

●子供たちやお年寄りなど、みんなの安全を考えたルールをつくる

- ・通学路の安全対策を検討し、登下校時の安全を確保するルールをつくります。
- ・子供たちやお年寄りも含めて、誰もが安全、安心に暮らせる交通ルールづくりと交通対策を進めます。

(2) 交通ルールをアピールする

住民や地区内道路利用者に標語や交通ルールを広くアピールする対策を進めます。

●標語、ルールをアピールするものづくり

- ・横断幕、立て看板、ポスター等をつくり、道路利用者の目につく場所に設置します。
- ・標語や交通ルールをわかりやすく示したパンフレットやチラシ等をつくりま

●通過する人へのアピール

- ・パンフレットやチラシを地区内道路を利用するドライバーに配布します。

●商業施設の利用者へのアピール

- ・商業施設の駐車場等の看板、ポスターの掲載を依頼します。
- ・施設利用者にパンフレットやチラシを配布します。

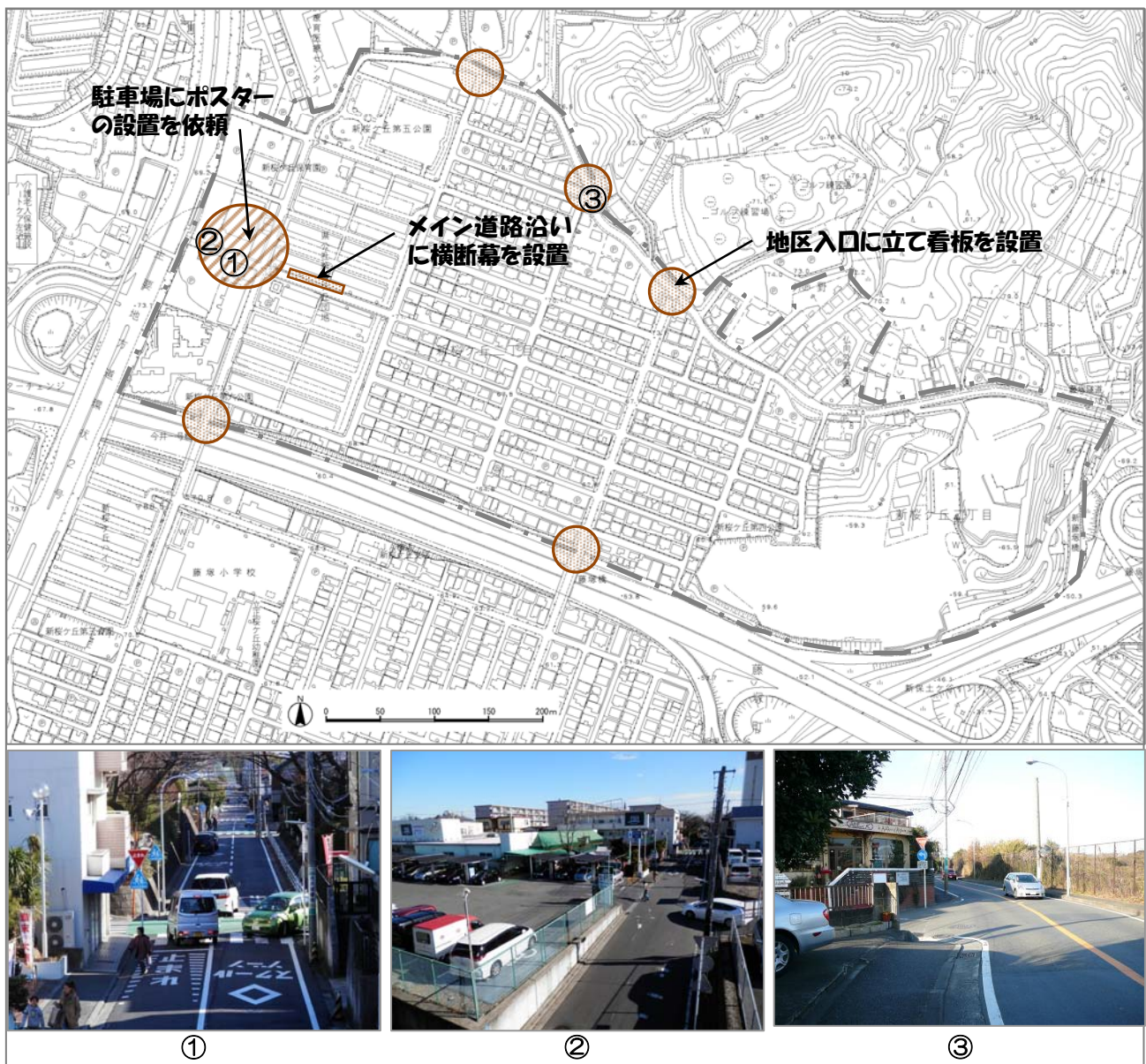


図3 交通ルールのアピールポイント（写真番号は図上の地点を示す）

(3) 交通ルールを守る取組をすすめる

地区住民及び地区内道路利用者を対象に、交通ルールを知り、守る取組を進めます。

●定期的な交通安全パトロール

- ・交通安全重点路線を設定し、交通安全週間等に警察と協働で交通安全パトロールを行います。
- ・防犯パトロール等の地域の取組を連携したパトロールを行います。

●子供や高齢者の交通安全教育

- ・中学校と話し合い、中学校と協働による自転車教室などの開催を検討します。
- ・地域のお祭り等、地域イベントと併せてビデオ学習、自転車教室等を開催します。
- ・高齢者への交通安全対策として健康体操等と併せた交通安全教室を開催します。

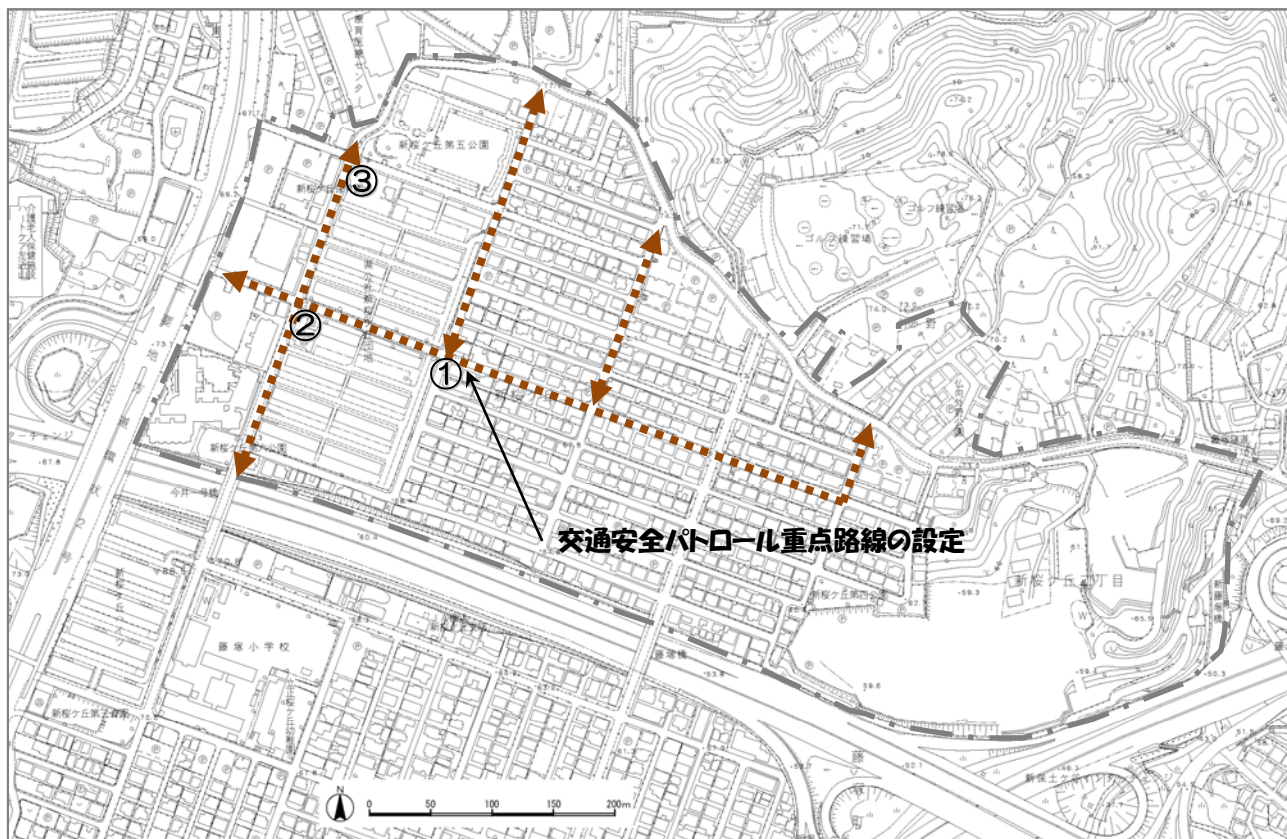


図4 交通安全パトロール重点路線（写真番号は図上の地点を示す）

(4) みちをコミュニケーションの場にする

みちは、人にも車にも安全な場でなければなりません。そのためには「みちはみんなの庭」という発想のもと、歩車共存の観点に立った活動を行います。

●みちを開放して楽しむ

- ・災害時を想定した炊き出し、餅つき、清掃、子供の遊び等、道路空間を活用した多様な取組を実施します。

●時期を揃えた町会イベント

- ・各町会のイベント巡り、スタンプラリー等、同時期に道路を活用するイベントを企画します。
- ・道路の清掃などを協働で取り組み、交流する企画を進めます。

●「みんなの庭」を美しく

- ・みちを美しく保つマナーづくりや、沿道の塀や庭木を工夫することで、美しく楽しめるみちづくりを進めます。
- ・美しい庭、垣根のコンテストなど、住民みんながみちや地域を見直し、楽しむ取組を進めます。

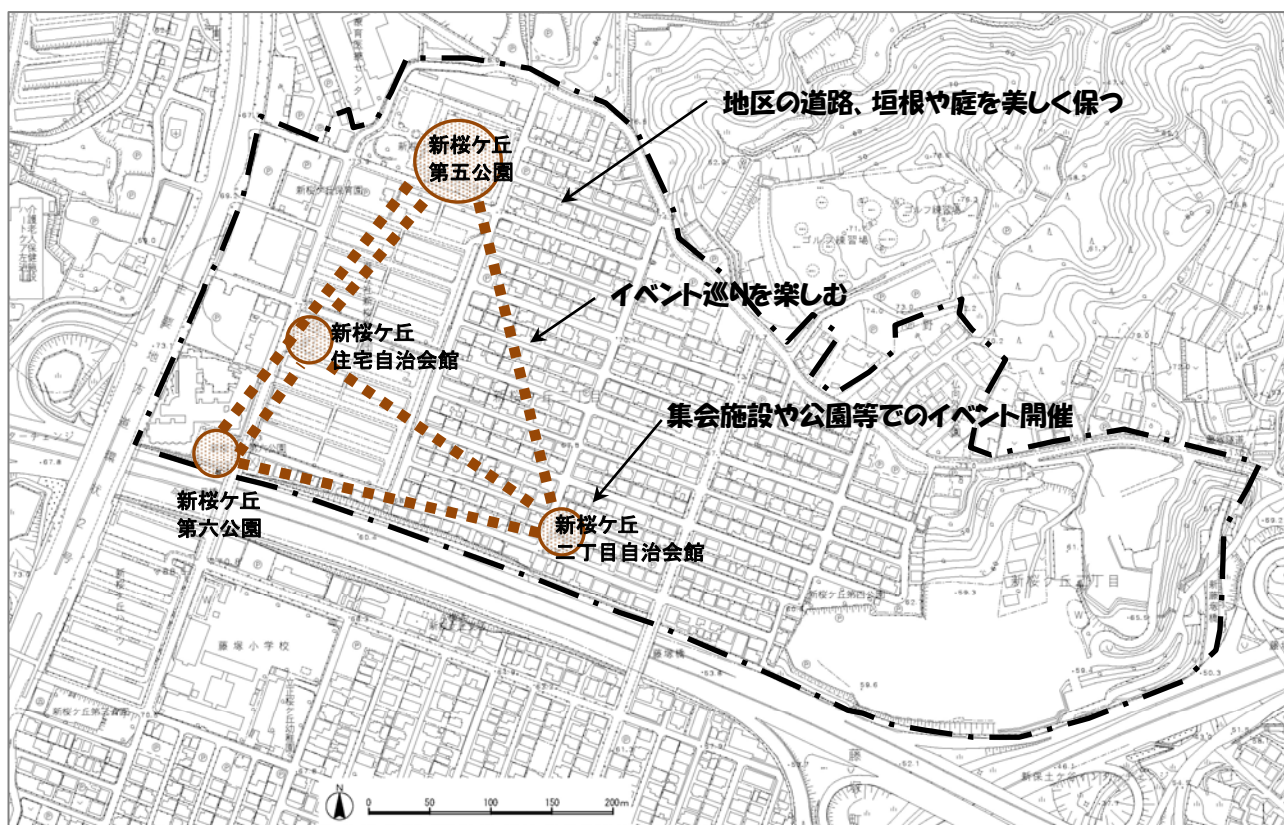


図5 地区の集会施設・公園のネットワーク



道を開放して楽しむ



沿道の塀や庭木を工夫



(5) 交通規制や施設整備の実現に向け取り組む

住民が主体となった(1)～(4)の取組を通して、本地区における「みち」のあり方を地域で共有するとともに、行政・警察等関係機関と調整しながら、効果的な交通安全対策に関する取り組みを進めます。

具体的には、まず、地区全域で、車の速度制限の周知を徹底するため、「ゾーン 30^{*}」の導入に向けた取り組みを推進します。また、交通安全施設の整備についても、関係機関と調整を進めます。

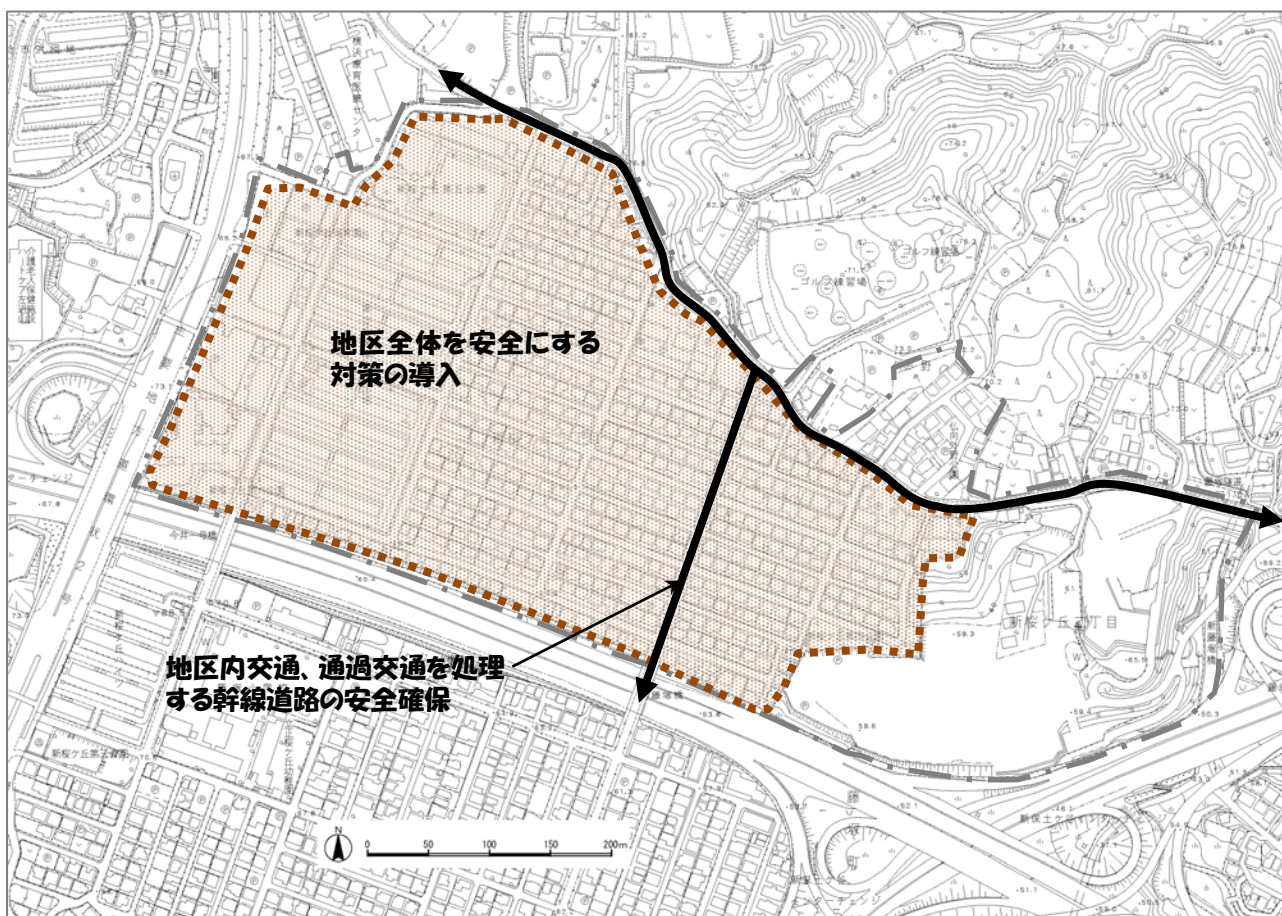


図6 地区全体の交通安全対策

※参考：「ゾーン 30」とは

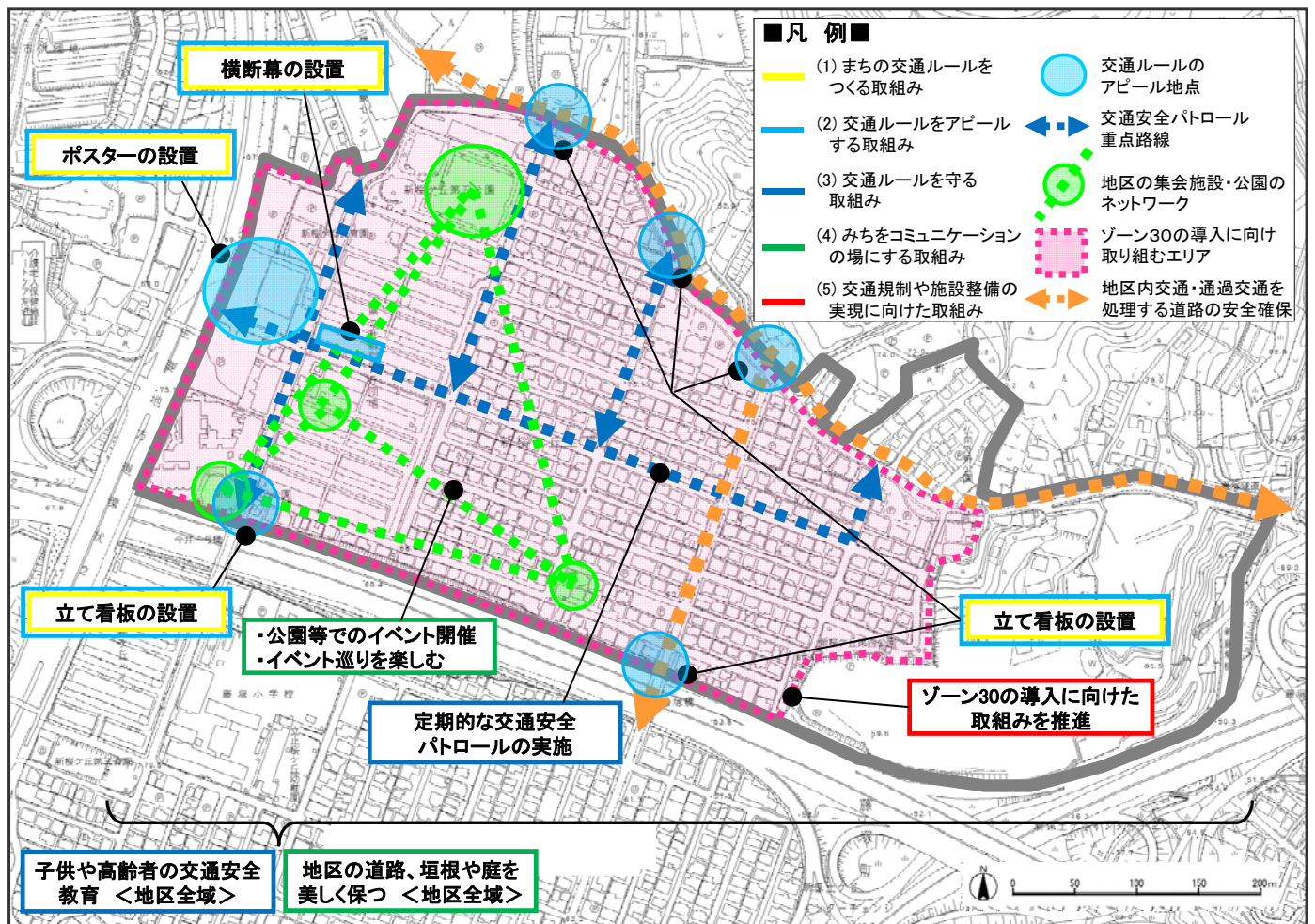
自動車事故抑止のため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、その区域での車の最高速度を時速 30 キロに制限する交通規制です。

ゾーン 30 として区域設定された住宅地域等の区域入口においては、その区域の制限速度が時速 30 キロメートルであることをドライバーにわかりやすく示す標識や、路面標示を設置することなどにより、その区域の抜け道利用や自動車の走行速度を抑制することによって歩行者等の安全確保が期待できます。

新桜ヶ丘二丁目地区 安全、安心なみちづくりプラン(方針図)

みちづくりの目標 : 人と車が共存するまち — 車や自転車はゆっくり走るまち —

<p>(1) まちの交通ルールをつくる</p> <p>交通調査の報告会では、地区全体のスピード制限、交通安全宣言などの提案ありました。住民にわかりやすく、親しみやすい、地区独自の交通ルールをつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標語を募集しルールをつくる ● 子供たちやお年寄りなど、みんなの安全を考えたルールをつくる 	<p>(2) 交通ルールをアピールする</p> <p>住民や地区内道路利用者に標語や交通ルールを広くアピールする対策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標語、ルールをアピールするものづくり ● 通過する人へのアピール ● 商業施設の利用者へのアピール 	<p>(3) 交通ルールを守る取組をすすめる</p> <p>地区住民及び地区内道路利用者を対象に、交通ルールを知り、守る取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な交通安全パトロール ● 子供や高齢者の交通安全教育
---	---	--



<p>(4) みちをコミュニケーションの場にする</p> <p>みちは、人にも車にも安全な場でなければなりません。そのためには「みちはみんなの庭」という発想のもと、歩車共存の観点に立った活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● みちを開放して楽しむ ● 時期を揃えた町会イベント ● 「みんなの庭」を美しく 	<p>(5) 交通規制や施設整備の実現に向け取り組む</p> <p>住民が主体となった(1)～(4)の取組を通して、本地区における「みち」のあり方を地域で共有するとともに、行政・警察等関係機関と調整しながら、効果的な交通安全対策に関する取り組みを進めます。</p> <p>具体的には、まず、地区全域で、車の速度制限の周知を徹底するため、「ゾーン30」の導入に向けた取り組みを推進します。また、交通安全施設の整備についても、関係機関と調整を進めます。</p>
--	---